

不正利用被害補償のお知らせ

対象となるお客さま	「ちゅうしんビジネスバンキング」をご契約いただいているお客さま ※ お申し込み等のお手続および追加のご負担はありません	
補償の限度額	1 事象あたりの補償の限度額 2,000万円	
補償の対象となる期間	不正使用の届出を受理した日の30日前から受理した日までの被害に限ります。 ※ 届出を受理した日とは、書面による届出ではなく当組合が不正利用の事実を知った日をいいます。	
補償の対象とならない主な損害	<ol style="list-style-type: none"> 被害が発生した時点において、当組合が定める下記「お客さまに実施していただくセキュリティ対策」(※¹)の導入がされていなかった場合 お客さま(※²)の故意もしくは過失または法令違反による損害の場合 お客さま(※²)が加担した不正使用による損害 警察に被害届を出さない場合 当組合による被害調査または警察による捜査に協力していない場合 被害発生日から30日以内に当組合に被害の届出がない場合 取扱開始前に発生した不正使用による損害の場合 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合 お客さまの故意または重大な過失によって、本サービスのセキュリティの効力を弱める行為(ログインID・パスワード・各種暗証番号の流失・盗用・不正使用等)によって生じた損害の場合 お客さまが反社会的勢力に該当する場合 	
不正使用の被害に遭われた場合	不正使用の被害に遭われた場合は、速やかにお客さまのお取引店または下記受付窓口までご連絡ください。	
補償制度の変更	補償制度を変更する場合は、変更内容を当組合ホームページへの掲載により告知いたします。定期的に当組合ホームページのご確認をお願いします。	
お問い合わせ先	補償制度の内容または被害に遭われた場合(平日 9:00~17:00)	お取引店または事務管理部 TEL:011-231-8242
	被害に遭われた場合(平日 17:00~9:00、土・日・祝日、年末年始は終日)	信組ATMセンター TEL:047-498-0151

※1 【お客さまに実施していただくセキュリティ対策】

ビジネスバンキングを使用するパソコンにおいて、以下のセキュリティ対策を実施していない場合は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

- ① 電子証明書またはワンタイムパスワードを導入していただくこと
- ② ウイルス対策ソフトを導入していただくこと、またウイルス対策ソフトを定期的に更新していただき、最新の状態にしておくこと
- ③ 当組合が提供する不正送金対策ソフト「PhishWall プレミアム」を導入していただくこと
- ④ 当組合ホームページに掲載しているご利用環境(推奨)にない基本ソフト(OS)やブラウザを使用していないこと
- ⑤ 基本ソフト(OS)やブラウザ、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと
- ⑥ 各種パスワードを定期的に変更していただくこと
- ⑦ 管理者・利用者のEメールアドレスを必ず登録し、Eメールアドレスを変更する場合は、変更後のアドレスを速やかに登録していただくこと、また、受信したEメールにより、取引受付状況を確認していただくこと
- ⑧ 振込限度額を必要以上に過大に設定しないこと
- ⑨ 当組合が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用(目的外利用)はしないこと

※2 【お客さまとは】

法人の代表者、操作担当者、従業員、代表者のご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を受けた方などをいいます